

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置計器点検において、計装用空気系除湿装置出口温度検出器の端子台に割れが認められたため、予備端子台に変更	D	
2	2号機	ページング定例点検において、廃棄物処理建屋中央制御室ページング装置送受器カールコードに亀裂が認められたため、当該コードを修理	D	
3	3号機	廃棄物処理建屋空調機用現場盤において、計装配管サポート止め具の割れが認められたため、当該止め具を修理	D	
4	3号機	タービン建屋2階北側給気換気空調設備点検用架台の階段（ステップ）において、階段固定ボルトの締付けナット（1本／4本中）に外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
5	3号機	循環水ポンプ（A）において、グラウンド部ドレン受け皿排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
6	4号機	主発電機固定子冷却水出口電導度検出器において、指示不良（乱点）が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
7	4号機	プロセス計算機において、「メッセージ FAILED LPRM（局部出力領域モニタ） 2805A, 5」の印字が認められたため、当該モニタを点検	D	
8	4号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品（足場材金具1個）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
9	4号機	復水移送ポンプ（B）において、カップリング側軸受潤滑油オイルライナー付け根部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	11月22日再審議にてグレード変更 D → C
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）制御油圧用アキュムレータ端部プラグ付近において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	タービン建屋地階において、計装用空気配管フランジ部パッキンにはみ出しが認められたため、当該パッキンを修理	D	
12	5号機	原子炉建屋（3階）の所内蒸気供給弁（V064）の保温材に外れが認められたため、当該保温材を修理	D	
13	6号機	計器設定に関する確認において、放射性廃棄物処理系廃液中和タンク液位の計器仕様表記載の記録計のペン色に誤記が認められたため、対応検討	C	
14	集中環境施設	電動機定例点検において、サイトバンカ空調設備送風機（B）用電動機軸径寸法に、管理値外れが認められたため、シャフト修理	C	8月8日再審議にてグレード変更 D → C
15	集中環境施設	集中環境施設計装用圧縮空気（A）系において、後部冷却器ドレントラップの動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
16	集中環境施設	集中環境施設雑固体焼却炉（A）固着灰除去装置移動台車において、走行不良が認められたため、当該台車を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで